

**医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金の使用が過大**

1件 不当金額(支出) 225万円  
(前年度 3件 1118万円)

1 基金事業の概要

医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金(これらを「交付金」)は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」等に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して都道府県が作成した計画(都道府県計画)に定める事業を支援するために、都道府県が行う基金の造成に必要な経費の2/3に相当する額等を国が交付するものである(造成された基金を「確保基金」)。

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(管理運営要領)に基づき、都道府県計画の範囲内で、必要に応じて、確保基金を活用して行われる事業(基金事業)に必要な経費を確保基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている(確保基金から取り崩して助成したものを「助成金」)。

基金事業の対象は、管理運営要領により、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業、医療従事者の確保に関する事業(これらを「医療事業」)等の5事業とされている。

都道府県は、管理運営要領に基づき、助成金の交付申請の事務手続等に関する助成要綱を定めることとなっている。そして、助成金の交付額は、助成要綱に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗ずるなどして得た額とすることなどとなっている。

2 検査の結果

社会福祉法人恩賜財団済生会島根県済生会江津総合病院は、島根県が定めた助成要綱等に基づき、医師が不足している過疎地域等の医療機関への医師の円滑な赴任の促進を目的として、当該医療機関が新規に雇用した医師に対して勤務中における必要な研修を受けるための資金の貸与等を行う地域勤務医師赴任促進事業を平成27、28両年度に実施し、同県から助成金2426万円(交付金相当額1617万円)の交付を受けていた。しかし、同法人は、資金を貸与したとしている医師のうち1名について、実際には資金の貸与を行っていなかったり、助成の対象とならない2名の医師に対する資金の貸与に要した費用を対象経費の実支出額に含めていたりして、事業実績報告書を提出していた。したがって、同法人において対象経費の実支出額を過大に算定していたため、助成金計337万円(交付金相当額計225万円)が同県の確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額	摘要
厚生労働本省	島根県	社会福祉法人恩賜財団済生会島根県済生会江津総合病院	医療介護提供体制改革推進交付金等	平成27、28	円 2426万	円 1617万	円 337万	円 225万	対象経費の実支出額を過大に算定していたもの